

監査報告第 1 号
平成 27 年（2015 年）6 月 1 日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 窪 田 もとむ
同 宮 村 素 子
同 涌 井 国 夫

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

1 定期監査（事務監査）

観光文化局 観光コンベンション部
文化局 文化部
清田区 保健福祉部
南区 市民部
保健福祉部
西区 市民部
保健福祉部
手稲区 市民部
保健福祉部

3 出資団体等監査

一般財団法人 札幌市下水道資源公社
一般財団法人 札幌市水道サービス協会
株式会社 札幌振興公社
公益財団法人 パシフィック・ミュージック・
フェスティバル組織委員会
一般財団法人 札幌市職員福利厚生会
SORA－SCC 共同事業体
札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ

2 定期監査（工事監査）

環境局 環境事業部
建設局 土木部

出資団体等監査

平成26年度出資団体等監査報告書

監査の対象

対象団体名	監査の種別	出資団体	公の施設 指定管理者	財政援助 団体
一般財団法人札幌市下水道資源公社		○		
一般財団法人札幌市水道サービス協会		○		
株式会社札幌振興公社		○	○	○
公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会		○		○
一般財団法人札幌市職員福利厚生会			○	○
SORA-SCC 共同事業体			○	
札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ			○	

監査の範囲

主として平成25年度の当該監査種別に係る出納その他の事務

監査の方法

前記事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

監査の期間

平成27年1月7日から同年3月25日まで

監査の結果

おおむね良好と認められたが、下記のとおり一部の団体において改善及び検討を要する事項がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

1 出資団体監査

(1) 見積書の日付の取扱いを適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌市下水道資源公社】

役務契約に係る事務において、見積合わせの際に提出される見積書について、参加者に提出の日付を記入するよう指導を行わず、担当者の指示により日付を空欄とした見積書を提出させる事例が見受けられた。

本来は提出日等の日付の記載を必ず確認し、記入漏れがあった場合は提出する者に記入させたいうえで受領すべきであり、今後は適正な事務処理を徹底されたい。

(2) 契約書類の作成等を適正に行うべきもの

【株式会社札幌振興公社】

業務を委託する契約書について、次のような事例がみられたことから、適正な契約書類の作成に努められたい。

ア 契約金額や仕様を明示していないもの

イ 契約金額は明示されているものの、別途追加で発生する費用について記載していないもの

(3) 廃棄物の焼却施設に係る工事における作業の安全対策を徹底すべきもの

【一般財団法人札幌市下水道資源公社】

「労働安全衛生法」及び「労働安全衛生規則」では、廃棄物の焼却施設に係る作業について、労働者のダイオキシン類へのばく露防止措置を規定している。

そのため発注者は、労働者の安全で衛生的な作業の遂行を損なうことがないように、必要な措置を講じなければならないが、設備工事において、ダイオキシン管理区域等が設計図書で明示されていない事例がみられた。

また受注者は、ダイオキシン類へのばく露防止のため、管理区域に応じた適切な防護具を労働者に着用させて施工しなければならないが、これが不十分なものがみられた。

労働者の安全確保のためダイオキシン類へのばく露防止対策が確実に行われるよう職員に周知するとともに、受注者の指導に努められたい。

(4) 工事写真の写真原本を提出すべきもの

【一般財団法人札幌市下水道資源公社】

国土交通省の「営繕工事写真撮影要領」では、工事写真の撮影基準に基づいて撮影した写真原本（デジタルカメラの元データ又はネガ）を工事監督員に提出することとなっているが、設備工事で写真原本が提出されていない事例がみられた。

特にデジタルカメラで撮影した写真は容易に編集が可能であることから、提出された工事写真が適正であることを確認するためにも、写真原本の受領について職員に周知するとともに、受注者の指導に努められたい。

(5) 施工計画書の承諾を適正にすべきもの

【一般財団法人札幌市下水道資源公社】

国土交通省の「公共建築工事標準仕様書（電気設備編・機械設備編）」には施工計画書を事前に監督職員に提出し承諾を受け工事に着手すると規定している。

しかし、監査した設備工事の施工計画書に日付や承諾印がないものがみられた。

工事着手前に施工計画書の内容を確認し、日付と承諾印の遺漏がないよう職員に周知徹底を図り、適正な工事監理に努められたい。

2 公の施設指定管理者監査

(1) 利用料金の減免事務等を適正に行うべきもの

【株式会社札幌振興公社】

ジャンプ競技場等の指定管理業務において、利用料金の減免申請に対する可否の決定等につき、書面で決裁を行っていない事例が多数みられ、料金の要・不要の判断基準や決定権限の所在が客観的に明確ではなかった。

決定に当たり、一定の基準による組織的な判断が明確になされるよう、取り扱いを改善されたい。

(2) 利用料金の設定に当たり市長の承認を受けるべきもの

【札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ】

札幌市自転車等駐車場条例では、自転車等駐車場を指定管理者が管理する場合、利用料金の額は市長の承認を得て定めることとなっている。

当団体の設定している利用料金は、同条例別表に定める金額と同額であるが、この額について、市長の承認を得ていない。条例の定めに従い、適正に処理されたい。

(3) 領収書の取扱いを適正に行うべきもの

【札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ】

領収書の取扱いについて、次のような事例がみられたので、関係職員に取り扱い等を周知し、適正に事務を執行されたい。

ア 領収書の控えを保管していないもの

イ 領収書の控えを交付し、本書を控えとして保管しているもの

ウ 書損した領収書について、控えのみを保管し、本書を破棄しているもの

(4) 契約書類の作成等を適正に行うべきもの

【株式会社札幌振興公社】

ジャンプ競技場等の指定管理業務において、再委託した業務の契約書につき、次のような事例が見られたことから、適正な契約書類の作成に努められ

たい。

ア 契約書本文中に「別紙仕様書のとおり」と記載され、契約書と仕様書が一体であることが明らかであるのに、仕様書が添付されていないもの

イ 仕様書に記載された作業内容に著しく具体性を欠くもの

(5) 駐車サービス券の在庫管理を適切に行うべきもの

【SORA-SCC共同事業体】

札幌コンベンションセンターの駐車場利用料金については、主催者に対しあらかじめ駐車サービス券を交付し、その利用枚数に応じて、後日利用料金を請求している場合がある。

この駐車サービス券の受払い記録及び在庫管理を行うための受払簿の記載の一部に、受払簿上の残枚数より実在庫数が少ない事例がみられたが、その要因等の説明がないまま、最終的に残枚数を実在庫数に合わせる処理が行われていた。

駐車サービス券は金券に準じたものと考えられることから、その在庫管理については適切に行われたい。

3 財政援助団体監査

(1) 永年会員に対する旅行補助券の交付において決裁を受けるべきもの

【一般財団法人札幌市職員福利厚生会】

標記旅行補助券については毎年10月1日時点で会員期間が要件を満たした在職中の会員に対し、対象者の一覧を添付した起案への理事長決裁を経て一斉に贈呈を行っている。

一方、10月1日時点で既に退職しているものの会員期間が要件を満たしている等の事由により交付の対象となっている者も一定数存在するが、これら対象者に対しての旅行補助券贈呈においては受払簿での払出により数量の管理を行っているものの、前述の起案の対象には含まれず、別途個別起案も行っていないとのことであった。

金券同様の効力を持つ旅行補助券の交付においては対象者を明確にした何らかの意思決定手続が必要と考えられることから、今後は適正な事務処理に努められたい。

(2) 交付対象経費の報告を正確に行うべきもの

【一般財団法人札幌市職員福利厚生会】

札幌市から当法人への交付金は対象事業に係る事業費等の経費報告に基づいて金額が確定するが、平成25年度の「健康増進事業」において一か月分の脳ドック検診費用が誤って交付金の申請対象から漏れたため、本来交付されるべき金額より少ない金額で札幌市からの交付決定がなされた。

交付金決定の基準となる経費の確定においては慎重な内訳の精査が必要

と考えられることから、今後はチェック機能を強化の上、正確な申請に努められたい。

参 考

監査対象団体の概要

1 出資団体監査

(1) 一般財団法人札幌市下水道資源公社（所管：建設局総務部）

この法人は、下水道事業及び道路事業に関する調査研究、普及啓発、資源の有効活用、施設の維持管理等を行うことにより、下水道事業及び道路事業の円滑な推進に貢献し、もって市民生活の向上と発展に寄与することを目的として昭和58年に設立され、平成24年には一般財団法人に移行している。

札幌市は、この法人に対し、基本財産総額2,000万円のうち1,000万円を出資している。

平成25年度 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A (うち札幌市からの補助金) (うち札幌市からの委託料) (うち札幌市からの公の施設の指定管理費) (うち公の施設の利用料金)	2,536,307
	経常費用 B	(1,068,333)
	経常△増減額 C=A-B	2,529,674
	経常外△増減額 D	6,633
	法人税等 E	5,477
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	3,555
	一般正味財産期首残高 G	8,555
	一般正味財産期末残高 H=F+G	163,309
	当期指定正味財産増減額 I	171,864
	指定正味財産期首残高 J	0
	指定正味財産期末残高 K=I+J	10,000
	正味財産期末残高 L=H+K	181,864
財政状態 (平成26年3月31日現在)	流動資産 M	224,216
	固定資産 N	118,164
	資産合計 O=M+N	342,381
	流動負債 P	92,264
	固定負債 Q	68,252
	負債合計 R=P+Q	160,516
	指定正味財産 S	10,000
	一般正味財産 T	171,864
正味財産合計 U=S+T	181,864	
負債及び正味財産合計 V=R+U	342,381	

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までである。

(2) 一般財団法人札幌市水道サービス協会（所管：水道局総務部）

この法人は、札幌市水道事業の運営、管理の一端を担うことを目的として、昭和54年に設立され、現在、札幌市から水道メーターの検針、配水管路や浄水場の維持管理等の業務を受託しているほか、簡易専用水道の検査業務などの事業を行っており、平成24年には一般財団法人に移行した。

札幌市は、この法人に対し、基本財産総額1,000万円のうち500万円を出資している。

平成25年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A (うち札幌市からの補助金) (うち札幌市からの委託料) (うち札幌市からの公の施設の指定管理費) (うち公の施設の利用料金)	1,573,240
	経常費用 B	1,535,126
	経常△増減額 C=A-B	38,114
	経常外△増減額 D	△ 0
	法人税等 E	—
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	38,114
	一般正味財産期首残高 G	586,127
	一般正味財産期末残高 H=F+G	624,241
	当期指定正味財産増減額 I	0
	指定正味財産期首残高 J	5,000
	指定正味財産期末残高 K=I+J	5,000
	正味財産期末残高 L=H+K	629,241
	財政状態 (平成26年3月31日現在)	流動資産 M
固定資産 N		364,615
資産合計 O=M+N		794,522
流動負債 P		163,170
固定負債 Q		2,109
負債合計 R=P+Q		165,280
指定正味財産 S		5,000
一般正味財産 T		624,241
正味財産合計 U=S+T	629,241	
負債及び正味財産合計 V=R+U	794,522	

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までである。

(3) 株式会社札幌振興公社（所管：観光文化局観光コンベンション部）

この法人は、公共用不動産の取得・処分、駐車場、観光施設、児童遊戯施設の経営を行うことを主たる目的として昭和32年に設立されたものである。現在は、不動産賃貸業、駐車場経営、索道事業（藻岩山ロープウェイ等）等の自主事業のほかに、札幌市が設置した大倉山ジャンプ競技場等の公の施設

の管理業務も行っている。

札幌市は、この法人に対し、第57期末（平成26年3月31日）で資本金総額4億7,675万円のうち3億9,175万円を払い込んでおり、発行済み株式の88.1%を保有している。また、平成25年度に大谷地パークアンドライド駐車場の運営に係る経費に対して2,400万円の補助金を交付するとともに、公の施設である大倉山ジャンプ競技場、円山公園駐車場等の管理運営に要する経費として、総額1億7,781万円を支出している。

平成25年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A	2,089,359
	経 常 費 用 B	2,233,631
	経 常 △ 損 益 C=A-B	△ 144,271
	特 別 △ 損 益 D	242,211
	法 人 税 等 E	11,943
	法 人 税 等 調 整 額 F	44,563
	当 期 △ 損 益 G=C+D-E-F	41,432
	前 期 繰 越 利 益 H	145,459
	繰 越 利 益 剰 余 金 I=G+H	186,891
財 政 状 態 (平成26年 3月31日現在)	流 動 資 産 J	655,515
	固 定 資 産 K	8,004,142
	資 産 合 計 L=J+K	8,659,657
	流 動 負 債 M	615,156
	固 定 負 債 N	4,875,614
	負 債 合 計 O=M+N	5,490,771
	資 本 金 P	476,752
	資 本 剰 余 金 Q	85,848
	利 益 剰 余 金 R	2,606,286
	純 資 産 合 計 S=P+Q+R	3,168,886
負 債 及 び 純 資 産 合 計 T=O+S	8,659,657	

(注) 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までである。

(4) 公益財団法人 パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会 (所管：観光文化局文化部)

この法人は、パシフィック・ミュージック・フェスティバル（以下「PMF」という。）を通じて、若手音楽家に対する世界最高水準のオーケストラ教育を軸にした教育を実施するとともに、その成果を広く一般に提供し、あわせて演奏会その他の音楽の普及に関する事業を行うことにより、次代を担う若手音楽家を育成し、我が国の芸術文化の発展及び向上を図り、もって音楽を通じて世界平和に貢献することを目的として、平成14年に設立され、平成22年には公益財団法人に移行した。

札幌市は、この法人に対し、基本財産総額 1 億 3,676 万円のうち 1 億円（出資比率 73.1%）を出資している。

また、札幌市は平成 25 年度、PMF 2013 事業（演奏会事業を除く。）に係る経費に対し、1 億 8,341 万円の補助金を交付している。

平成 25 年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経 常 収 益 A (うち札幌市からの補助金) (うち札幌市からの委託料) (うち札幌市からの公の施設の指定管理費) (うち公の施設の利用料金)	502,259 (183,410)
	経 常 費 用 B	473,438
	経 常 △ 増 減 額 C=A-B	28,820
	経 常 外 △ 増 減 額 D	△ 38
	法 人 税 等 E	-
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	28,782
	一般正味財産期首残高 G	332,603
	一般正味財産期末残高 H=F+G	361,386
	当期指定正味財産増減額 I	1,075
	指定正味財産期首残高 J	136,760
	指定正味財産期末残高 K=I+J	137,835
	正味財産期末残高 L=H+K	499,221
	財政状態 (平 26 年 3 月 31 日現在)	流 動 資 産 M
固 定 資 産 N		430,962
資 産 合 計 O=M+N		531,584
流 動 負 債 P		32,363
固 定 負 債 Q		
負 債 合 計 R=P+Q		32,363
指 定 正 味 財 産 S		137,835
一 般 正 味 財 産 T		361,386
正 味 財 産 合 計 U=S+T	499,221	
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 V=R+U	531,584	

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までである。

2 公の施設指定管理者監査

(1) 株式会社札幌振興公社

法人の概要は、1(3)参照

平成25年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
大倉山ジャンプ競技場・宮の森ジャンプ競技場・荒井山ジャンツェ・札幌ウインタースポーツミュージアム	151,810,000	53,154,474	観光文化局 スポーツ部
円山公園駐車場	26,000,000	-	環境局 円山動物園
合計	177,810,000	53,154,474	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

(2) 一般財団法人札幌市職員福利厚生会

この法人は、札幌市政の円滑な運営に協力するとともに、札幌市職員等の福利厚生に関する事業を行い、もって札幌市民の福祉の増進に寄与することを目的として昭和61年に設立され、平成25年には一般財団法人に移行している。

札幌市はこの法人の事業に係る経費に対し、平成25年度は1億3,900万円の交付金を交付するとともに、公の施設である札幌国際交流館の管理運営に要する経費として6,656万円を支出している。

平成25年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌国際交流館	66,566,000	11,304,856	総務局国際部
合計	66,566,000	11,304,856	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

(3) SORA-SCC共同事業体

この団体は、札幌コンベンションセンターの指定管理者となることを目的として、平成21年に設立されたものであり、札幌市は、平成22年度からこの団体に公の施設である札幌コンベンションセンターの維持管理を行わせている。

なお、管理業務協定書に基づき、札幌市は、その維持管理に要する費用を負担せず、その利用料金からの納付金及び修繕費等の負担として各年度7,500万円相当の利益還元を受けている。

平成25年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	利用料金収入額	市に対する還元額	所管部局
札幌コンベンションセンター	280,855,920	75,000,000	観光文化局観光コンベンション部
合 計	280,855,920	75,000,000	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

(4) 札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ

この団体は、札幌駅周辺自転車等駐車場を運営・維持管理する指定管理者となるため、平成22年10月に設立されたコンソーシアムであり、団体の構成組合員は「(株)札幌振興公社」「(株)ベルックス」「(株)キタデン」「北海道自転車軽自動車商業協同組合」である。

札幌市はこの団体に対し、平成25年度は、札幌駅周辺自転車等駐車場の管理に要する経費として1,575万円を支出している。

平成25年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌駅周辺自転車等駐車場	15,750,000	42,252,571	建設局総務部
合 計	15,750,000	42,252,571	

(注) 指定管理期間は平成23年度から平成26年度までである。

3 財政援助団体監査

(1) 株式会社札幌振興公社

法人の概要は、1(3)参照

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
大谷地パークアンドライド駐車場運営費補助	24,000,000	市民まちづくり局総合交通計画部
合 計	24,000,000	

(2) 公益財団法人 パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会

法人の概要は、1(4)参照

補助金の内容

(単位 円)

区	分	補助金額	所管部局
	パシフィック・ミュージック・フェスティバル2013事業	183,410,000	観光文化局 文化 部
合	計	183,410,000	

(3) 一般社団法人札幌市職員福利厚生会

法人の概要は、2(2)参照

交付金の内容

(単位 円)

区	分	補助金額	所管部局
	札幌市職員福利厚生会交付金	139,025,000	総務局職員部
合	計	139,025,000	